

平成28年6月1日

技術者の配置及び専任等の要件の変更について

記

建設業法施行令の一部改正に伴い、平成28年6月1日より下記のとおり技術者の配置及び専任等について変更となります。

- 1 特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請け契約の請負金額の下限について。

改正前 3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）

改正後 4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）

- 2 工事現場ごとに配置が求められる主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる請負金額について。

改正前 2,500万円（建築一式工事の場合は5,000万円）

改正後 3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）